

公示第 1 号

公 告

下記の書類は、受取人の住所・居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

令和 8 年 9 月 2 日

埼玉県川越県税事務所長

記

送 達 す る 書 類 名	地方税法第72条の2の規定に基づく書類
---------------	---------------------

文 書 番 号 (納 税 番 号)	受 取 人	
	住 所	氏 名
045244658		山田 義明

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。